

一般廃棄物収集運搬業廃止・変更届の必要書類一覧表

必要書類 \ 変更事項	名称	代表者	役員	株主	本社	車庫 営業所	住居 表示 (注1)	車両
一般廃棄物処理業廃止・変更届（様式第23号）	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票、妙本（原本を提出（注2））（個人の場合）					○			
会社の履歴事項全部証明書（法人の場合） （原本を提出（注2））	○	○	○		○		○	
営業所・車庫・洗車場の見取図（様式第3号）					○	○		
営業所・車庫・洗車場の変更の場合 営業所・車庫・洗車場の登記簿謄本（注2） 営業所・車庫・洗車場の使用権を証する書類（注3）					○	○		
新規車両の写真（様式第5号）								○
新規車両の車検証のコピー（原本不要）								○
車両の使用権を証する書類（注4）								○
車両ステッカー（注5）								○
搬入カード（注5）								○
車両証明証（注6）		○			○	○	○	○
登録車両誓約書								○
申告書（様式第6号）		○	○	○				
住民票（本籍の記載があるもの）（注7）（注8）		○	○	○				
成年後見制度に登録されていないことの証明（注7）		○	○	○				
株主の変更を証する書類（注9）				○				
旧許可証（注6）	○	○			○	○	○	

◆ 正、副各1部提出してください。（副本はコピーで可）

◆ 郵送にて提出の場合は副本を返送しますので返信用封筒を必ず同封してください。

注1 住居表示変更の通知書の写しを添付してください。

注2 原本を提出。あるいは原本を必ず持参してください。

注3 申請者と車庫の所有者が異なる場合（申請者が法人で車庫の所有者が社長及びその家族の場合なども含む）は車庫の使用承諾書が賃貸契約書が必要となりますので原本を持参してください。なお、賃貸契約書を郵送される場合は郵送事故等のトラブルに関して本市は責任を負いかねます。

注4 車両の使用者が申請者と異なる場合には、車両の使用承諾書が賃貸契約書が必要となりますので原本を持参してください。なお、賃貸契約書を郵送される場合、郵送事故等のトラブルに関して本市は責任を負いかねます。

注5 登録からはずれた車両について提出してください。

注6 車庫の変更の場合は提出不要です。

注7 就任した役員等（変更分）のみを必要とし、今まで役員をしていた人が新しく代表者等に昇格する場合は不要です。

注8 新たに株主（5%以上保有）となった者が法人の場合は、当該法人の履歴事項全部証明書が必要になります。

注9 株主総会の議事録等の株主の変更が分かる書類を添付してください。